

資料提供「岩井茂樹事務所」連絡先：03-6550-0520

	対象	要件	支援内容	備考
一時金	一都三県における緊急事態宣言措置により影響を受けた事業者（旅館や観光業も対象となり得る）	1月又は2月の売上高対前年 ▲50%以上の中堅・中小事業者等のうち、 ①一都三県の飲食店と直接・間接の取引があること 又は、 ②一都三県の不要不急の外出・移動の自粛により直接的な影響を受けたこと	中堅・中小事業者に対し、法人40万円、個人事業者20万円を上限に一時金を支給	
感染拡大防止協力金	一都三県に所在する宿泊施設内で営業する飲食店	夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、 ①朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮すること かつ ②酒類の提供は11時から19時までとすること	日額6万円 最大186万円（令和3年1月8日～2月7日）	・対象となる事業者の規模などの要件は自治体によって異なる（※） ※東京：中小企業のみ 千葉、埼玉、神奈川：規模は問わない